

2021年12月28日  
株式会社 東京金融取引所

## 取引所株価指数証拠金取引における証拠金制度の変更について

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「金融市場インフラのための原則」や「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」等の清算機関に対する国内外の規制に対応し、清算機関としての財務の安定性向上及びリスク管理の高度化を目的に、適宜、清算制度等の見直しを行っております。

今般、取引所株価指数証拠金取引における更なるリスク管理高度化を目的に、証拠金制度の一部を変更することを検討しております。

本件変更の内容は、別紙の通りです。

以上

## 取引所株価指数証拠金取引における証拠金制度変更(案)

## 1. 変更内容(下線部が変更箇所)

変更案	現行制度
<p>取引所株価指数証拠金取引の1取引単位当たりの株価指数証拠金基準額は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに、次に掲げる方法により算出する。</p> <p>① 週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算定基準日とし、一の算定基準日の属する週から遡る <u>8週間及び104週間</u>(いずれも当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の株価指数清算価格を当該一の取引日の前取引日の株価指数清算価格で除した数値を算出する。なお、重複期間においては、リセット日までの残存期間が長い銘柄の株価指数清算価格を用いるものとする。</p> <p>② ①で求めた<u>当該8週間及び104週間の各数値</u>について、それぞれ自然対数をとる。</p> <p>③ ②で得られた<u>当該8週間及び104週間の数値の標準偏差</u>を算出する。</p> <p>④ ③で得られた<u>当該8週間及び104週間の各数値にそれぞれ2.33</u>を乗じる。</p> <p>⑤ ④で得られた<u>当該8週間及び104週間の各数値に算定基準日が属する取引日の株価指数清算価格を乗じ、100倍(NYダウリセット付証拠金取引及びNASDAQ-100リセット付証拠金取引にあつては10倍)して端数金額を10円単位に切り上げる。</u></p> <p>⑥ ⑤で得られた<u>当該8週間及び104週間の額のうち、大きい方の額を株価指数証拠金基準額とする。</u></p>	<p>取引所株価指数証拠金取引の1取引単位当たりの株価指数証拠金基準額は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに、次に掲げる方法により算出する。</p> <p>① 週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算定基準日とし、一の算定基準日の属する週から遡る <u>24週間</u>(当該週を含む。)における各取引日について、一の取引日の株価指数清算価格を当該一の取引日の前取引日の株価指数清算価格で除した数値を算出する。なお、重複期間においては、リセット日までの残存期間が長い銘柄の株価指数清算価格を用いるものとする。</p> <p>② ①で求めた数値について、それぞれ自然対数をとる。</p> <p>③ ②で得られた数値の標準偏差を算出する。</p> <p>④ ③で得られた数値に <u>2.58</u>を乗じる。</p> <p>⑤ ④で得られた数値に算定基準日が属する取引日の株価指数清算価格を乗じ、100倍(NYダウリセット付証拠金取引及びNASDAQ-100リセット付証拠金取引にあつては10倍)して端数金額を10円単位に切り上げて<u>得られた額を、株価指数証拠金基準額とする。</u></p>

※ マーケットメイカーに適用する証拠金基準額については、別途本取引所が定める。

## 2. 実施予定時期

日経 225 リセット付証拠金取引 DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引 NY ダウリセット付証拠金取引 金 ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引	2022 年 5 月 2 日 (月)
NASDAQ-100 リセット付証拠金取引	2022 年 2 月 28 日 (月) ※上場日より適用

以 上